## 日本CSR普及協会近畿支部 23年度第2回CSRセミナー

# 「独占禁止法における優越的地位の濫用に関する規制」のご報告

日時:平成23年11月4日(金)午後4時から

場所:大阪弁護士会館

講師:寺川祐一 氏(公正取引委員会近畿中国四国事務所 所長)

籔内俊輔 氏(日本CSR普及協会会員・弁護士)

共催 大阪商工会議所 大阪弁護士会 日本 CSR 普及協会近畿支部

日本 CSR 普及協会近畿支部では、大阪弁護士会及び大阪商工会議所との共催により、上記セミナーを開催しました。現在、優越的地位の濫用をめぐる事例が多発し、公正取引委員会でもその規制を強化していますが、今回は、公取委員会の実務家と、この分野についての経験が豊富な弁護士をお招きし、具体的な事例を交えながらお話をしていただきました。

会場には、大阪商工会議所会員企業約 110 名、弁護士約 100 名、計 210 名を超える参加があり、大変盛況でした。

#### 1 挨拶

山田庸男当協会近畿支部長、松本岳大阪弁護士会副会長からご挨拶がありました。

## 2 講演

寺川祐一氏(公正取引委員会近畿中国四国事務所所長)から、公正取引委員会における 優越的地位の濫用に関する規制について、規制の歴史的な沿革も踏まえ、最近の公正取引 委員会の行政処分の事例等についてもご紹介いただきつつ、優越的地位の濫用規制の趣旨 から事業活動を行う上で注意点をお話いただきました。

引き続き、籔内俊輔弁護士から、近年の優越的地位の濫用や下請法違反等が主張された 民事訴訟の事例をもとに、公正取引委員会による規制以外の局面でも優越的地位の濫用等 は問題になりうるというという説明がなされ、公正取引委員会が公表している「優越的地 位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」について、企業としてどのような点に注意すべ きかにつき、具体的ポイントを整理して解説されました。

いずれも、具体的な事例をもとに具体的な注意点が話されましたので、企業における調達、購入取引等におけるCSRの前提として、独占禁止法上の優越的地位の濫用や下請法違反となる行為の防止に役立つセミナーとなりました。

### 3 近畿支部活動案内

平野惠稔弁護士(当協会近畿支部事務次長)から日本CSR普及協会近畿支部の活動概 況及び入会方法などについてご説明しました。

#### 4 参加者交流会

セミナー講師の寺川雄一氏、籔内俊輔氏を交え、当協会会員弁護士やセミナー参加の企業関係者からもご発言いただくなどし、参加者間での懇親を図りました。

以上